

議案第 15 号

こうち人づくり広域連合規約の一部変更について

こうち人づくり広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の11の規定に基づき、議決を求める。

平成25年3月6日提出

四万十町長 高瀬 満伸

こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約

こうち人づくり広域連合規約(平成14年高知県指令14高知地政第102号)の一部を次のように変更する。

第4条中「人材交流、人材確保及び調査研究」を「研修支援、人材交流及び政策研究」に改める。

第5条第3号を削り、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 研修支援事業に関する事。

第5条第4号中「調査研究事業」を「政策研究事業」に改める。

附 則

この規約は、高知県知事の許可のあった日から施行する。